

(証券コード9351)
平成25年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番8号

東洋埠頭株式会社

取締役社長 三 浦 等

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
オフィスタワーX貸会議室2 （晴海トリトンスクエア X棟5階）
3. 目的事項
報告事項 1. 第102期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ウェブサイト掲載分につきましてはご希望される株主様には郵送またはFAX送信させていただきますので当社総務部（03-5560-2701）までお申し出ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイト <http://www.toyofuto.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、震災の復興需要等を背景とした、緩やかな景気回復の兆しや、政権交代に伴う景気対策への期待感により円安・株高の動きが見られます。その一方で海外経済は、米国に回復傾向が見られるものの、欧州の債務危機や中国をはじめとしたアジア圏の成長減速により、依然としてその先行きが不透明な状況で推移しました。

当埠頭・倉庫業界においても、本格化した復興需要に後押しされ、保管残高数量は一定の水準を維持してまいりましたが、入庫数量は不安定な状況が続いており、夏場から年度末にかけ、その厳しさが顕著になっております。

こうした事業環境の中、当社グループは新規集荷を目指し、営業体制を強化するため、新規事業用地の購入や青果物の附帯サービス施設の拡充などの新規投資を積極的に行いました。その結果、倉庫貨物の入出庫数量や平均保管残高は前期を上回りました。また、連結子会社のロシアを中心とした国際物流事業は、大きな受注案件もあり前期と比べ、収益改善が図れました。しかし、本船貨物の減少や前期は震災後のスポット的な貨物が多かったことなどから、グループ全体の営業収入、営業利益、経常利益とも前期実績を下回りました。

また、当期純利益も前期には投資有価証券売却益がありましたが、今期は固定資産除却損の計上等が増加し、前期対比で減益となりました。

以上により、当期の営業収入は334億6千1百万円（前期比10億2千3百万円、3.0%の減収）、営業利益は15億6千6百万円（前期比1千5百万円、1.0%の減益）、経常利益は15億9百万円（前期比2千6百万円、1.7%の減益）となりました。当期純利益は7億9千9百万円（前期比1億7千3百万円、17.8%の減益）となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

※以下の営業収入および営業利益は、セグメント間の取引を含んでおります。

○国内総合物流事業

《倉庫業》

倉庫業における入出庫数量は、345万トン（前期341万トン）、平均保管残高は、27万トン（前期25万トン）でありました。

一般貨物では、米や豆類、ゴム製品など取扱いが減少したものもありましたが、合成樹脂や紙製品などは大きく増加し、全体でも前期より増加しました。

輸入青果物は、パイナップルやアボカドなど堅調な貨物もありましたが、キウイや野菜類が減少したことや、年度後半はバナナも減少したため、前期の取扱いを下回りました。

冷蔵倉庫貨物は、冷凍水産物や畜産物などが増加しましたが、農産物が減少したことから、全体では前期の取扱いを下回りました。

倉庫業の営業収入は、102億1千9百万円となり、前期比3.9%の減収となりました。

《港湾運送業》

バラ貨物の埠頭取扱数量は、530万トン（前期546万トン）でありました。

穀物類は、川崎・鹿島・志布志各地区とも堅調に推移し、前期を上回る取扱いとなりましたが、石炭類は、川崎・豊洲地区とも前期より取扱いが減少しました。

その他のバラ貨物は、一部に堅調な貨物もありましたが、全体的には取扱いが減少しました。

バラ貨物以外の一般貨物は、輸入青果物が減少しましたが、紙製品などは前期並みを確保しました。

コンテナ取扱数量は、志布志地区でやや減少したものの、震災により停止していたヤード機能が、昨年5月に復旧した常陸那珂地区と新規航路が開設となった東扇島地区で増加し、全体では前期を上回る取扱いとなりました。

港湾運送業の営業収入は、73億8千5百万円となり、前期比6.4%の減収となりました。

《自動車運送業》

自動車運送業務は、震災復旧に関連する輸送が減少し、営業収入は、59億4千5百万円となり、前期比5.3%の減収となりました。

《その他の業務》

その他の業務では、工場構内作業は増収となりましたが、物流関連施設の賃貸業務や海上運送・通関などは前期の実績を下回りました。

その他の業務の営業収入は、70億4千万円となり、前期比8.1%の減収となりました。

以上の結果、国内総合物流事業全体の営業収入は、305億9千1百万円となり、前期比5.8%の減収、営業利益は14億6千9百万円となり、前期比7.3%の減益となりました。

○国際物流事業

当セグメントは、連結子会社である株式会社東洋トランスとロシアの現地法人である〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスの3社で構成されています。

ロシア経済は、これまで景気のけん引役を果たしてきた個人消費に陰りが見られるものの、良好な雇用状況などを背景にして底堅く推移しました。当社グループのロシア現地法人においても、通関業務やそれに附帯する運送業務が順調に回復しており、今期は新規の受注案件もあって前期実績を上回りました。

国際物流事業における営業収入は、29億2千3百万円となり、前期比41.3%の増収、営業利益は8千6百万円となりました（前期は営業損失でした）。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成・取得した主要設備
 - ・東京支店 青果物加工設備（吉井営業所）
 - ・大井事業所 青果物加工設備
 - ・志布志支店 土地（若浜地区5,402㎡）
 - ・大阪支店 事務所（床面積695㎡）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・川崎支店 物流倉庫等（延床面積16,923㎡）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当なし

(3) 資金調達の状況

社債や新株式発行等による資金調達はありません。

金融機関からの借入れによって資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

平成25年度の日本経済は、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、企業や家計の景況感も改善されつつあり、景気回復へ向かうことが期待されています。片や世界経済に目を向けると、米国およびアジア経済は、緩やかながら回復軌道を描く見通しですが、欧州では実体経済が悪化を続けており景気は引き続き後退局面にあります。

埠頭・倉庫を含めた物流業界においては、景気のリcoveryにより物流量の増加が見込まれるものの、燃料コスト上昇にともなう費用負担も大きく、未だ景況感の好転は感じられない状況です。円安効果による輸出の増加など、顧客企業の業績回復は期待されますが、当面の経営環境は厳しいまま推移することが予想されます。

そのため当社グループは、グループ各社の結束をさらに強め、高い物流品質を維持し、より良いサービスを提供できるよう努めてまいります。また、これまで同様、厳しい環境下で確実に利益を確保するため、業務の更なる効率化・合理化を進めていきます。

設備面では、今期輸入青果物の取扱いを増やすため、東京支店吉井営業所と大井事業所に青果物加工設備を増設しました。同じく本年8月稼働予定で、東京支店立川営業所内にも青果物の加工施設建設を進めています。さらに志布志支店では新たな事業用地として、若浜地区に土地（5,402㎡）を購入した他、川崎支店では、16,528㎡の敷地に物流倉庫を建設、本年10月から稼働を開始いたします。このように今後も適時、経営基盤を拡充し、収益向上に努めてまいります。

また、一昨年の川崎支店埠頭岸壁に続き、耐震化を目的とした大阪支店事務所棟の建て替えも本年3月に完了し、BCPの確実性をより高めるとともに、今後とも施設や設備の安全確保に積極的に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成21年度 第99期	平成22年度 第100期	平成23年度 第101期	平成24年度 第102期 (当期)
営業収入 (百万円)	29,915	31,231	34,484	33,461
経常利益 (百万円)	822	1,298	1,536	1,509
当期純利益 (百万円)	379	75	973	799
1株当たり当期純利益 (円)	4.92	0.97	12.63	10.38
総資産 (百万円)	42,632	41,928	41,669	40,210

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成21年度 第99期	平成22年度 第100期	平成23年度 第101期	平成24年度 第102期 (当期)
営業収入 (百万円)	24,998	25,976	29,097	27,659
経常利益 (百万円)	817	1,123	1,560	1,397
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	273	△93	893	758
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失) (円)	3.54	△1.21	11.57	9.81
総資産 (百万円)	40,832	39,977	39,615	38,311

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社東洋埠頭青果センター	100百万円	当社の出資比率 100%	港湾運送業、倉庫業
株式会社東洋トランス	100	同 100	航空貨物代理店業、国際複合一貫輸送業
東京東洋埠頭株式会社	50	同 100	一般貨物荷役業、特定労働者派遣事業
鹿島東洋埠頭株式会社	30	同 75.5	港湾運送業、一般貨物荷役業
志布志東洋埠頭株式会社	20	同 90	港湾運送業、一般貨物荷役業、自動車運送業、倉庫業
東永運輸株式会社	20	同 100	自動車運送業
〇〇〇東洋トランス	1,000万ルーブル	同 100%	倉庫業、国際複合一貫輸送業
〇〇〇TB東洋トランス	145	同 100	通関業、輸送業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、国内総合物流事業、国際物流事業の二つの事業別セグメントで構成されております。

各事業の概要は次のとおりです。

① 国内総合物流事業

倉庫業： 倉庫施設（普通倉庫、サイロ、青果物倉庫、冷蔵倉庫等）における貨物の保管並びに出入庫作業および荷捌作業を主とする業務

港湾運送業： 大型荷役機械を使用するパラ貨物の海陸一貫作業や本船荷役作業、ターミナルでのコンテナ取扱作業などを主とする業務

自動車運送業： 貨物自動車等による輸配送を主とする業務

その他の業務： 海上運送や通関、施設賃貸や工場構内作業を主とする業務

② 国際物流事業

東洋トランスとロシア現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスによる国際輸送、倉庫、通関を主とする業務

(8) 主要な営業所

本店：東京都中央区晴海一丁目8番8号

支店：東京支店(東京都)・川崎支店(神奈川県)・東扇島支店(神奈川県)・大阪支店(大阪府)・博多支店(福岡県)・鹿島支店(茨城県)・志布志支店(鹿児島県)

事業所：大井事業所(東京都)

重要な子会社：株式会社東洋埠頭青果センター(大阪府)・株式会社東洋トランス(東京都)・東京東洋埠頭株式会社(東京都)・鹿島東洋埠頭株式会社(茨城県)・志布志東洋埠頭株式会社(鹿児島県)・東永運輸株式会社(大阪府)・〇〇〇東洋トランス(モスクワ)・〇〇〇TB東洋トランス(モスクワ)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国内総合物流事業	605名	3名増
国際物流事業	117名	3名減
合 計	722名	—

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
284名	2名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	3,892 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,579
株式会社みずほコーポレート銀行	3,579
農林中央金庫	1,417
第一生命保険株式会社	900

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 258,300,000株
(2) 発行済株式の総数 77,400,000株
(3) 株主数 7,652名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	6,690 千株	8.66 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,908	5.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,428	4.43
株式会社みずほコーポレート銀行	3,428	4.43
朝日生命保険相互会社	2,667	3.45
東京海上日動火災保険株式会社	2,150	2.78
明治安田生命保険相互会社	2,078	2.69
太陽生命保険株式会社	2,006	2.59
矢古宇保	1,870	2.42
三井住友海上火災保険株式会社	1,847	2.39

(注) 持株比率は自己株式（149,050株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	鈴木 毓夫	
代表取締役 取締役社長	三浦 等	
取締役	辻 典良	大阪支店長
取締役	原 秀敏	川崎支店長
取締役	萩原 卓郎	経理部長兼情報システム部、施設部担当
取締役	原 匡史	業務部長兼営業部、経営企画部担当
監査役（常勤）	茂木 有司	
監査役	露木 繁夫	第一生命保険株式会社 取締役専務執行役員
監査役	加藤 朋行	

- (注) 1. 監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役 加藤朋行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 執行役員の氏名等

氏名	地位および担当
辻 典良	常務執行役員 大阪支店長
高 沢 由 二	常務執行役員 鹿島支店長
原 秀敏	執行役員 川崎支店長
萩原 卓郎	執行役員 経理部長兼情報システム部、施設部担当
原 匡史	執行役員 業務部長兼営業部、経営企画部担当
藤 永 孝 行	執行役員 青果営業部長
清 水 隆 二	執行役員 東京支店長兼港運部長兼国際営業部担当
相 座 政 夫	執行役員 総務部長兼業務監査部担当
白 井 邦 良	執行役員 東扇島支店長
山 口 哲 生	執行役員 博多支店長
西 修 一	執行役員 志布志支店長

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	128百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	9名 (2名)	156百万円 (8百万円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況および当社と当該他の会社との関係
 - ・ 監査役 露木繁夫氏は、当社の筆頭株主である第一生命保険株式会社の取締役専務執行役員であります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 監査役 露木繁夫氏は、当該事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会7回のうち6回に出席しております。他社における経営者としての立場および当社の株主としての立場から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・ 監査役 加藤朋行氏は、当該事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会7回すべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34 百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行が独立性の保持または監査の適正を欠くと判断した場合、監査役会と連携をとり、解任または不再任の決定を行う方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを最重要課題の一つとして職務の執行に当たるよう教育、指導を徹底する。

イ. コンプライアンス委員会の活動については、取締役会、監査役会に報告する。

ウ. 当社及びグループ各社は企業の社会的責任を十分認識し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては法令に則し毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、執行役員会等の議事録及び職務執行に関する重要な稟議書等の文書は、法令及び当社の文書規程に基づいて管理、保存する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 事業上のあらゆるリスクに対処し、リスク全般を統括する組織として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、予防対策及び有事の対策を講じる。
 - イ. リスク管理委員会の下部組織としてリスク管理に関するワーキンググループを組織し、各事業所におけるリスクの把握、対策等を講じる。
 - ウ. 特に人命尊重、安全の確保には重点を置き、「全社ゼロ災推進本部」「支店ゼロ災推進本部」を設置し、ゼロ災活動を強化する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、経営の効率化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するため、執行役員制度を導入している。取締役会は迅速な意思決定と経営の監督を掌ることとし、取締役会の決定に基づき執行役員が業務執行を迅速且つ効率的に行っていく。
 - イ. 毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて取締役会を開催して迅速に意思決定し、機動的に業務を執行する体制とする。
 - ウ. 経営会議を臨機に開催して、業務執行上の重要課題について掘り下げて議論し、戦略を練る。
 - エ. 毎月執行役員会及び全国支店長会議を開催し、業務執行状況を確認するとともに経営方針の徹底を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 使用人の職務の執行に当たっては、会社職制規程、職務分掌規程に従って責任体制、担当範囲を明確にする。
 - イ. 内部監査として業務監査部が定期的に業務監査を実施し、各業務の適法性について監査する。
 - ウ. コンプライアンス委員会が、随時コンプライアンスについて教育、広報を行う。
 - エ. 「行動の指針」を実践し、関係法令、社会のルールを遵守することを徹底する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社のコンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括し、推進していくとともに、企業グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、グループ各社のコンプライアンスを推進する。
 - イ. グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社が予算管理を行うとともに、定期的に業務執行状況の報告を求め、また重要案件の事前協議を実施する。
 - ウ. 当社の業務監査部が定期的にグループ各社の業務監査を実施し、適法性について監査する。

エ. 当社の監査役とグループ各社の監査役がグループ内の業務の適正を図るための連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を必要とする旨申し出があった場合は、監査役と協議して補助すべき使用人を業務監査部の要員の中から選任する。

- ⑧ 監査役スタッフである使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課等は、監査役と協議して行う。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

イ. 取締役又は使用人は、業務執行に関する重要事項について監査役に報告する。

ウ. 業務監査部は、業務監査の結果を監査役に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることができる。

イ. 常勤監査役は取締役会のほか経営会議、執行役員会及び全国支店長会議をはじめ重要な会議に出席する。

ウ. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行い連携を図っていく。

エ. 監査役は、業務監査部と連携を図りながら監査を行う。

オ. 監査役会は、定期的に社長と面談し、意見の交換を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,952	流 動 負 債	11,537
現金及び預金	1,893	営業未払金	2,871
受取手形及び営業未収入金	4,002	短期借入金	6,313
原材料及び貯蔵品	144	リース債務	45
前払費用	155	未払法人税等	433
繰延税金資産	273	未払金	749
その他	488	設備関係支払手形	111
貸倒引当金	△ 4	その他	1,013
固 定 資 産	33,258	固 定 負 債	10,140
有形固定資産	26,115	長期借入金	8,297
建物及び構築物	15,101	リース債務	43
機械及び装置	2,385	繰延税金負債	2
船舶及び車両運搬具	106	退職給付引当金	1,071
工具、器具及び備品	90	役員退職慰労引当金	67
土地	8,359	資産除去債務	550
リース資産	59	その他	108
建設仮勘定	13	負 債 合 計	21,677
無形固定資産	193	純 資 産 の 部	
リース資産	31	株 主 資 本	17,918
その他	161	資本金	8,260
投資その他の資産	6,949	資本剰余金	5,182
投資有価証券	4,956	利益剰余金	4,529
長期貸付金	34	自己株式	△ 53
繰延税金資産	279	その他の包括利益累計額	572
その他	1,757	その他有価証券評価差額金	536
貸倒引当金	△ 79	為替換算調整勘定	35
資 産 合 計	40,210	少数株主持分	42
		純 資 産 合 計	18,533
		負 債 純 資 産 合 計	40,210

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収入		33,461
営業原価		30,243
営業総利益		3,217
販売費及び一般管理費		1,651
営業利益		1,566
営業外収益		325
受取利息	4	
受取配当金	93	
受取地代家賃	80	
為替差益	48	
その他	98	
営業外費用		381
支払利息	284	
持分法による投資損失	82	
その他	14	
経常利益		1,509
特別利益		83
固定資産売却益	83	
特別損失		160
固定資産除却損	160	
税金等調整前当期純利益		1,433
法人税、住民税及び事業税	631	
法人税等調整額	△6	624
少数株主損益調整前当期純利益		808
少数株主利益		8
当期純利益		799

(百万円未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	8,260	5,182	4,192	△52	17,582	△35	41	6	33	17,622
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△463		△463					△463
当 期 純 利 益			799		799					799
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0					0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						571	△5	566	9	575
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	336	△0	335	571	△5	566	9	911
当 期 末 残 高	8,260	5,182	4,529	△53	17,918	536	35	572	42	18,533

(百万円未満切捨)

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,313	流動負債	11,262
現金及び預金	1,780	営業未払金	2,560
受取手形	25	短期借入金	3,497
営業未収入金	3,500	長期借入金 (一年以内返済)	3,252
原材料及び貯蔵品	135	リース債	43
前払費用	141	未払金	714
立替金	288	未払費用	418
短期貸付金	149	未払法人税等	389
繰延税金資産	237	預り金	121
その他	58	設備関係支払手形	111
貸倒引当金	△ 4	その他	154
固定資産	31,997	固定負債	9,565
有形固定資産	25,951	長期借入金	8,264
建物	12,235	リース債	40
構築物	2,952	退職給付引当金	580
機械及び装置	2,340	役員退職慰労引当金	47
車両運搬具	14	資産除去債務	550
工具、器具及び備品	64	その他	81
土地	8,274	負債合計	20,828
リース資産	56	純資産の部	
建設仮勘定	13	株主資本	16,957
無形固定資産	187	資本金	8,260
ソフトウェア	20	資本剰余金	5,182
港湾等施設利用権	117	資本準備金	4,276
その他の施設利用権	17	その他資本剰余金	905
リース資産	30	利益剰余金	3,542
投資その他の資産	5,859	その他利益剰余金	3,542
投資有価証券	3,969	固定資産圧縮積立金	316
関係会社株式	326	買換資産積立金	467
長期貸付金	1,469	別途積立金	670
従業員長期貸付金	33	繰越利益剰余金	2,088
差入保証金	239	自己株式	△ 27
長期前払費用	922	評価・換算差額等	525
繰延税金資産	141	その他有価証券評価差額金	525
その他	160	純資産合計	17,482
貸倒引当金	△ 1,404	負債純資産合計	38,311
資産合計	38,311		

(百万円未満切捨)

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 収 入		27,659
営 業 原 価		25,079
営 業 総 利 益		2,579
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,083
営 業 利 益		1,495
営 業 外 収 益		305
受 取 利 息 及 び 配 当 金	124	
そ の 他	180	
営 業 外 費 用		403
支 払 利 息	289	
そ の 他	114	
経 常 利 益		1,397
特 別 利 益		74
固 定 資 産 売 却 益	74	
特 別 損 失		162
固 定 資 産 除 却 損	162	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,309
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	561	
法 人 税 等 調 整 額	△10	551
当 期 純 利 益		758

(百万円未満切捨)

株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差 額 等 その 他 評 価 証 券 所 有 額	純資産 合 計		
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式			株 本 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金									利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	8,260	4,276	905	5,182	322	443	670	1,811	3,247	△27	16,663	△40	16,622	
当期変動額														
固定資産圧縮 積立金の取崩					△6			6	－		－		－	
買換資産積 立金の積立						34		△34	－		－		－	
買換資産積 立金の取崩						△10		10	－		－		－	
剰余金の配当								△463	△463		△463		△463	
当期純利益								758	758		758		758	
自己株式の取得										△0	△0		△0	
自己株式の見分			△0	△0						0	0		0	
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額(純額)												566	566	
当期変動額合計	－	－	△0	△0	△6	23	－	277	294	△0	294	566	860	
当期末残高	8,260	4,276	905	5,182	316	467	670	2,088	3,542	△27	16,957	525	17,482	

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 洋史 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南山 智昭 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 洋史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南山 智昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めその状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月28日

東洋埠頭株式会社 監査役会

監査役(常勤) 茂木有司 ⑩

監査役(社外監査役) 露木繁夫 ⑩

監査役(社外監査役) 加藤朋行 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的に配当を継続するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、193,127,375円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期が満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	鈴木 航 夫 (昭和17年10月15日生)	昭和41年4月 当社に入社 平成8年6月 取締役川崎支店副支店長 平成10年10月 取締役東扇島支店長 平成12年6月 取締役川崎支店長 平成13年6月 常務取締役川崎支店長 平成17年6月 代表取締役社長 平成22年6月 代表取締役会長 平成24年6月 取締役会長（現任）	121,512株
2	三浦 等 (昭和21年8月18日生)	昭和47年4月 当社に入社 平成12年6月 取締役鹿島支店長 平成17年6月 取締役常務執行役員川崎支店長 平成22年6月 代表取締役社長（現任）	68,000株
3	原 秀 敏 (昭和27年5月3日生)	昭和51年4月 当社に入社 平成16年6月 東京支店長 平成19年6月 執行役員東京支店長 平成20年6月 執行役員営業部長 平成21年6月 取締役執行役員営業部長 平成22年6月 取締役執行役員川崎支店長 平成25年4月 取締役常務執行役員川崎支店長（現任）	48,139株
4	原 匡 史 (昭和34年11月12日生)	昭和60年4月 当社に入社 平成19年6月 経営企画室長 平成20年6月 経営企画部長 平成21年6月 執行役員経営企画部長 平成22年6月 取締役執行役員業務部長兼営業部、経営企画部担当 平成25年4月 取締役常務執行役員業務部長兼港運部長兼営業部、青果営業部、国際営業部担当（現任）	28,000株
5	萩原 卓 郎 (昭和34年9月15日生)	昭和57年4月 当社に入社 平成21年6月 執行役員経理部長 平成22年6月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部、施設部担当（現任）	11,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役竹下正己氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
竹下正己 (昭和21年12月17日生)	昭和46年7月 弁護士登録 同年同月 原秀男法律事務所(現原合同法律事務所)に入所 平成21年4月 原合同法律事務所代表 現在に至る	0株

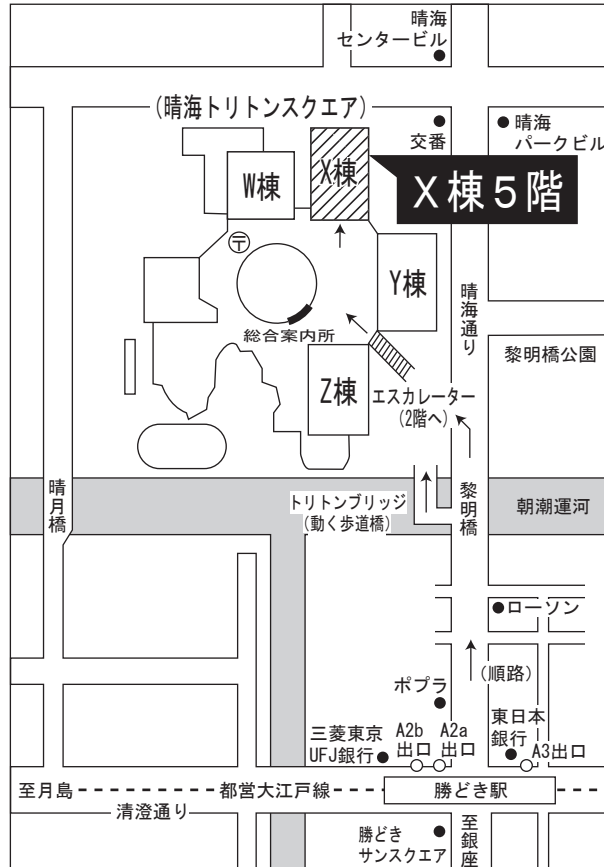
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹下正己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 竹下正己氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、補欠監査役候補者とするものであります。
4. 竹下正己氏が監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目 8 番10号
 晴海トリトンスクエア X棟 5階
 オフィスタワーX貸会議室2
 T E L (03) 5560-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
 徒歩約10分